

広島県告示第六百八十四号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第一項、第三項及び第四項の規定によつて、河川区域内に放置されていた次の工作物を除却し、保管した。

平成二十年八月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

- 1 耕作用道具 竹垣等 一式
- 2 自転車 三輪自転車 一台
- 3 農作物 野菜類 一式

二 当該工作物が放置されていた場所

- 1 広島市西区井口五丁目三十四番地先
- 2 広島市西区井口五丁目三十四番地先
- 3 広島市西区井口五丁目三十四番地先

三 当該工作物を除却した日時

- 1 平成二十年七月四日 午後一時三十分
- 2 平成二十年七月四日 午後一時三十分
- 3 平成二十年七月四日 午後一時三十分

四 当該工作物の保管を始めた日時

- 1 平成二十年七月四日 午後二時四十五分
- 2 平成二十年七月四日 午後二時四十五分
- 3 平成二十年七月四日 午後二時四十五分

五 当該工作物の保管場所

- 1 広島市南区出島二丁目二二番 出島西第一〇荷捌地内
- 2 広島市南区出島二丁目二二番 出島西第一〇荷捌地内
- 3 広島市南区出島二丁目二二番 出島西第一〇荷捌地内

六 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用の負担者

当該工作物を放置した者又はその所有者

七 実施機関及び問い合わせ先

広島県広島地域事務所建設局管理課

電話（〇八二）二五〇―八一五〇